

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年6月1日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿



提出者 宮崎県都城市早鈴町17街区1号
住所 藤元総合病院
氏名 病院長 木原浩一
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 TEL (0986) 22-1717

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院
事業場の所在地	宮崎県都城市早鈴町17街区11号
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業・病院
②事業の規模	病床数343床
③従業員数	621人(令和2年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 廃棄物処理フロー図 参照

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2 廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	注射器・針	廃プラ
排 出 量		7.896 t	81.796 t
② 計画	(これまでに実施した取組) 各科で排出抑制を考慮できるように検討する。 各科で指定袋の安全面に気を付けて廃棄物を排出する		
	【目標】		
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	注射器・針	廃プラ
	排 出 量	7.7 t	80 t
(今後実施する予定の取組) 本年度も同様に取り組む			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各科にて、指定袋とポリ容器を使用しているかの確認及び廃棄物種類別の分別が的確であるかの確認を行う。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 本年度も同様に取り組む

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

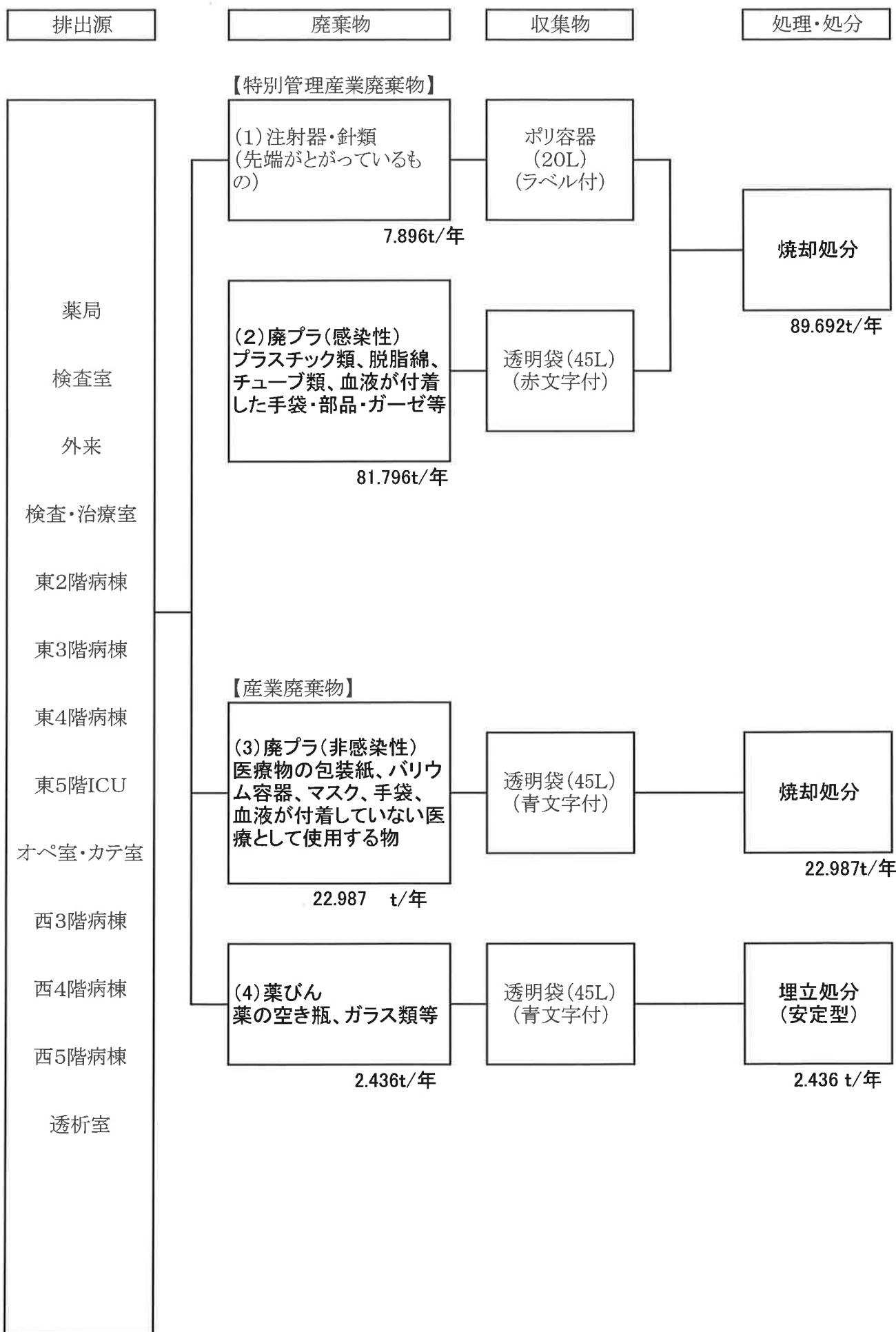
【前年度（平成 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和元年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	注射器・針	廃プラ
全処理委託量	7.896 t	81.796 t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 処理内容を確認し、委託業者と適切な委託契約を締結する。 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	注射器・針	廃プラ
	全処理委託量	7.7 t	80 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 本年度も同様に取り組む		
	【前年度（令和元年度）実績】		
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	89.692 t	
	(今後実施する予定の取組) 令和2年4月導入すみ		

別紙1 廃棄物処理フロー図(現状)



別紙2 廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

廃棄物責任者	職・氏名: 病院長 木原 浩一(医師)
特別管理産業廃棄物責任者	職・氏名: 看護部長 藤本 雪美(看護師)
廃棄物担当責任者	職・氏名: 病院管理部長 堀之内 大徳 (事務) 組織名: 病院管理部 人数5人
役割	<p>医局会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に関する検討 廃棄物の排出処理や適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営及び感染事故等の防止と環境の保全を図ることを行う上で必要な事項を検討する。 ☆議長…病院長 ☆委員…病院役員、病院委員、各診療部長、看護部長、各看護師長、病院管理部長、関連職員 ☆事務局…病院管理部
	<p>廃棄物処理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	<p>廃棄物管理担当責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・廃棄物保管施設の維持管理状況の把握 ・委託処理業者の調査、選定および管理 ・委託契約の締結及び委託処理業者の許可証保管 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理(マニュフェスト)及び台帳作成 ・監督官庁への各種報告 ・廃棄物に関する改善、変更、通知等の院内文章の配布 ・職員、関係業者に対する教育・啓蒙 ・その他関係する事項
廃棄物管理組織図	・図1参照
緊急時連絡体制	・図2参照

図1 産業廃棄物管理組織

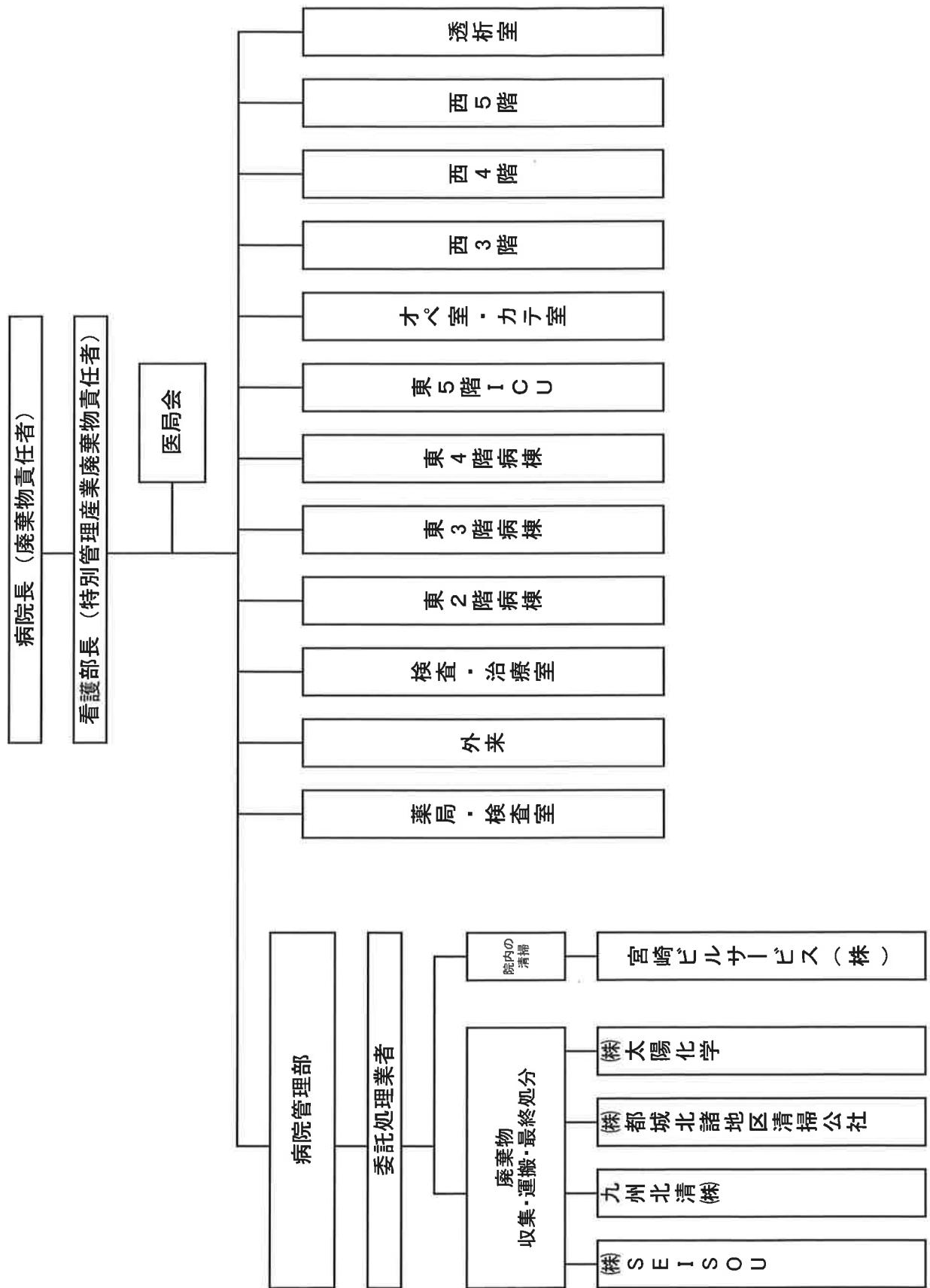
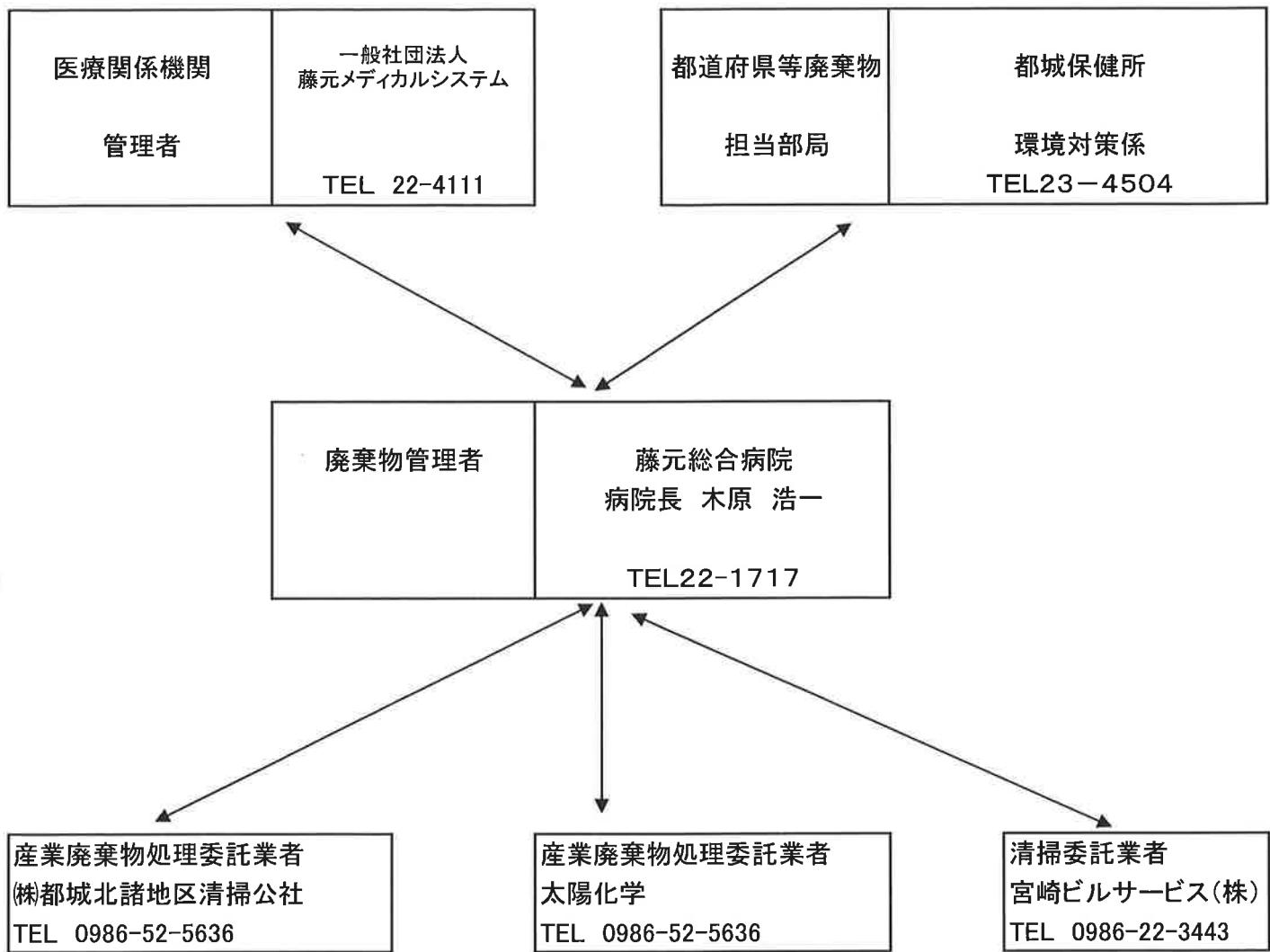


図2 緊急時の連絡手段(体制)



(2)事故の報告と措置

万一、感染事故等が発生した場合各科の所属長は、速やかに院内感染対策委員会及びリスクマネージメント委員会に報告し、原因を究明のうえ対策を講じ、再発防止の措置を取らなければならない。

(3)教育・研修

排出する廃棄物の種類、排出状況、処分方法、処理に関する留意事項を整理し、職員等に教育・研修等を行う。

① 廃棄物処理研修

全ての職員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するため教育・研修を行う

② 廃棄物担当者実務研修

廃棄物担当者を対象として、廃棄物の取り扱いの研修を行う

(4)情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の排出、分別状況について情報の公開に努める

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。